

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

事業譲渡による旧許可営業者の地位の承継について（通知）

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号。以下「改正法」という。）が令和 5 年 6 月 14 日に公布され、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条の許可を受けた者（以下「許可営業者」という。）の事業譲渡による営業者の地位の承継の規定等が盛り込まれた。

また、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和 5 年政令第 329 号）が公布され、改正法のうち、上記に係る部分の施行期日が令和 5 年 12 月 13 日とされた。

改正法による改正後の食品衛生法第 56 条の規定に基づく、許可営業者の事業譲渡による営業者の地位の承継に係る留意事項については、「旅館業法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について」（令和 5 年 8 月 3 日付け生食発 0803 第 1 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）において示しているが、今般、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 123 号）による改正前の食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条各号に規定する営業を営む者の事業譲渡による地位の承継に係る留意事項についても、別添のとおり、とりまとめたので、これらについて十分御了知の上、適切な対応をお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添える。